

オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤を行うための 薬局・薬剤師の手続きについて

北海道薬剤師会（2026.6 現在）

1. 厚生労働省 [『オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧』](#) ページに掲載の一覧に登録されていない薬剤師は、当該店舗でオンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤を行うことはできません。
2. 現時点で1に登録されていない薬剤師は、日本薬剤師研修センターが主催する [『緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング』](#) を受講し修了することが、オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤を行うための要件の一つとなっております。（研修修了証発行番号はこの研修の修了証（後日郵送送付）に記載）
3. 受講後、厚生労働省 [『緊急避妊薬の調剤・販売について』](#) 内の『薬剤師の方へ> **【調剤】** オンライン診療に係る緊急避妊薬の調剤を行う場合』を参照し、必要な手続きを行ってください。

<補足>

- 過年度に北海道薬剤師会で行った「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修」の研修修了証は、現時点で1のリストに載っていない場合は無効ですので、これから3の登録を行う場合は、2の研修の受講が必要です。
- 1のリストに載っているが、登録内容の変更が必要な場合は、直接3のページ内のフォームから行ってください。北海道薬剤師会では行えません。
- 以前は3の登録フォームは、「販売」のフォームと同じフォームでしたが、2026年4月より、フォームが別のものとなりましたことを申し添えます。
- 対面診療に係る処方箋に対する緊急避妊薬の調剤は、1のページに掲載されていない薬局・薬剤師でも行うことは可能です。